

ふくしま食の安全・安心に関する基本方針 (案)

策定年月日 平成24年 月 日

1 策定の趣旨

本県における食の安全確保については、平成13年9月の国内初のBSE（牛海綿状脳症）発生を始め、食品の偽装表示や無登録農薬の使用など食の安全・安心を揺るがす事件が相次いで発生したことを背景として、平成14年11月に「福島県食品の安全確保に係る基本方針」と数値目標を設定した「福島県食品安全確保対策プログラム」を策定して、3年ごとに見直しを行いながら、全庁的にプログラムに盛り込まれた事業の着実な実施に努めてきました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は本県に甚大な被害をもたらし、さらに、「東京電力福島第一原子力発電所の事故」に伴う放射性物質の放出は本県における食の安全・安心を根底から揺るがすものであり、食品中の放射性物質対策は喫緊の課題となっています。

一方、異物混入や表示違反等の不良食品のほか、食品営業施設や家庭における食中毒についても毎年発生しており、食の安全・安心に対する関心がより一層高まるなか、県民の食の安全を守り、不安や不信を払拭することが何よりも重要となっています。

そこで県においては、県民の健康保護が最重要であるとの基本的認識の下、安全と安心に支えられた“ふくしま”を目指し、生産から消費に至る一貫した食の安全確保に努めるとともに、食品中の放射性物質対策に積極的に取り組み、行政、食品関連事業者及び消費者が共に信頼し合いながら食の安心を実現するため、本方針を策定します。

2 基本理念

ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現

県民の健康保護が最重要であるとの基本的認識の下、食の安全確保に取り組むとともに、食品の放射性物質対策も含めて、行政、食品関連事業者及び消費者の信頼関係の確立に努め、安全で安心できるふくしまの食環境を実現します。

3 行政、食品関連事業者の責務及び消費者の役割

(1) 行政の責務

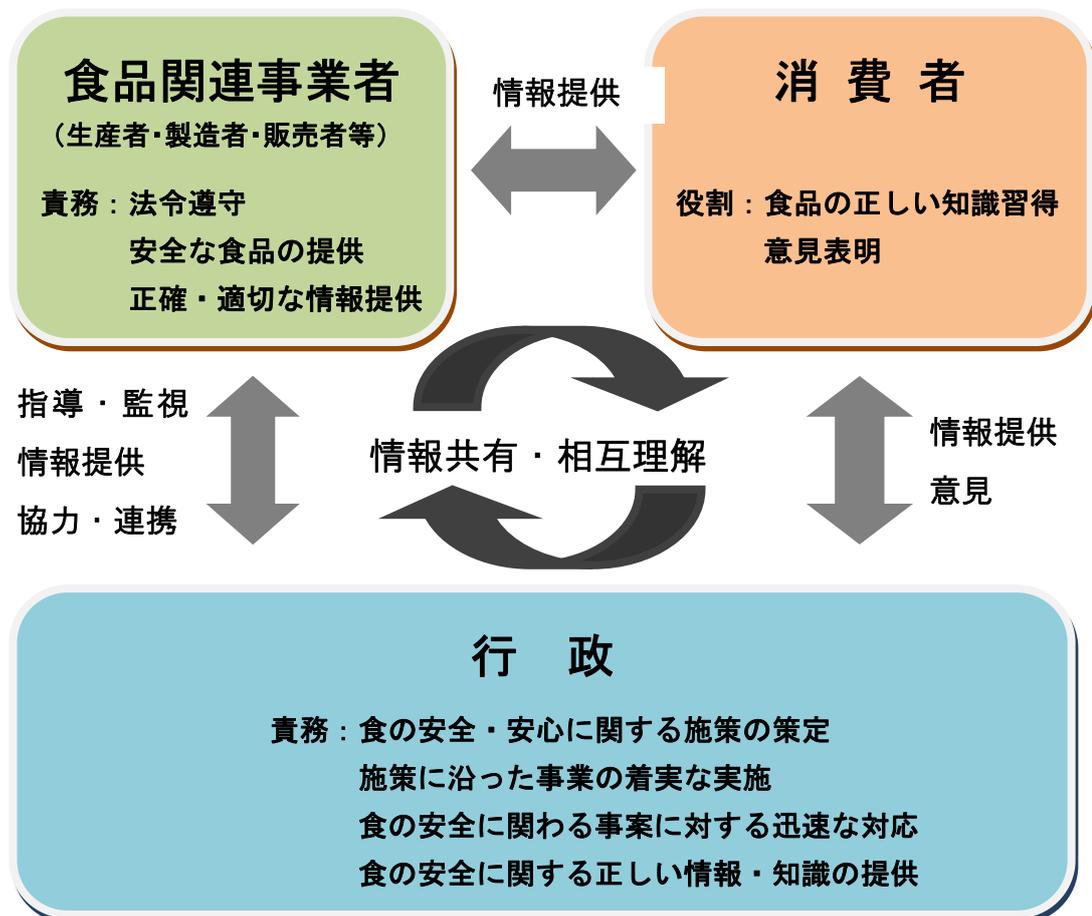
- 県民の健康保護のため、食の安全の確保に関する施策を策定し、着実に実施するとともに、県民の健康を脅かす事態が発生した際は迅速に対応します。
- 食の安心を実現するため、食品の安全に関する正しい情報・知識の提供に努めます。

(2) 食品関連事業者の責務

- 食品の安全を確保するための第一義的な責任を有し、法令等を遵守しながら安全な食品の提供に努めます。
- 食品や事業活動に関する正確かつ適切な情報の提供に努めます。

(3) 消費者の役割

- 食品の安全に関する必要な正しい知識を習得するとともに、安全な食生活を自ら守るよう努めます。
- 食品の安全確保に関する施策に協力して、意見を述べます。



4 基本施策

(1) 生産から消費に至る食の安全を確保します。

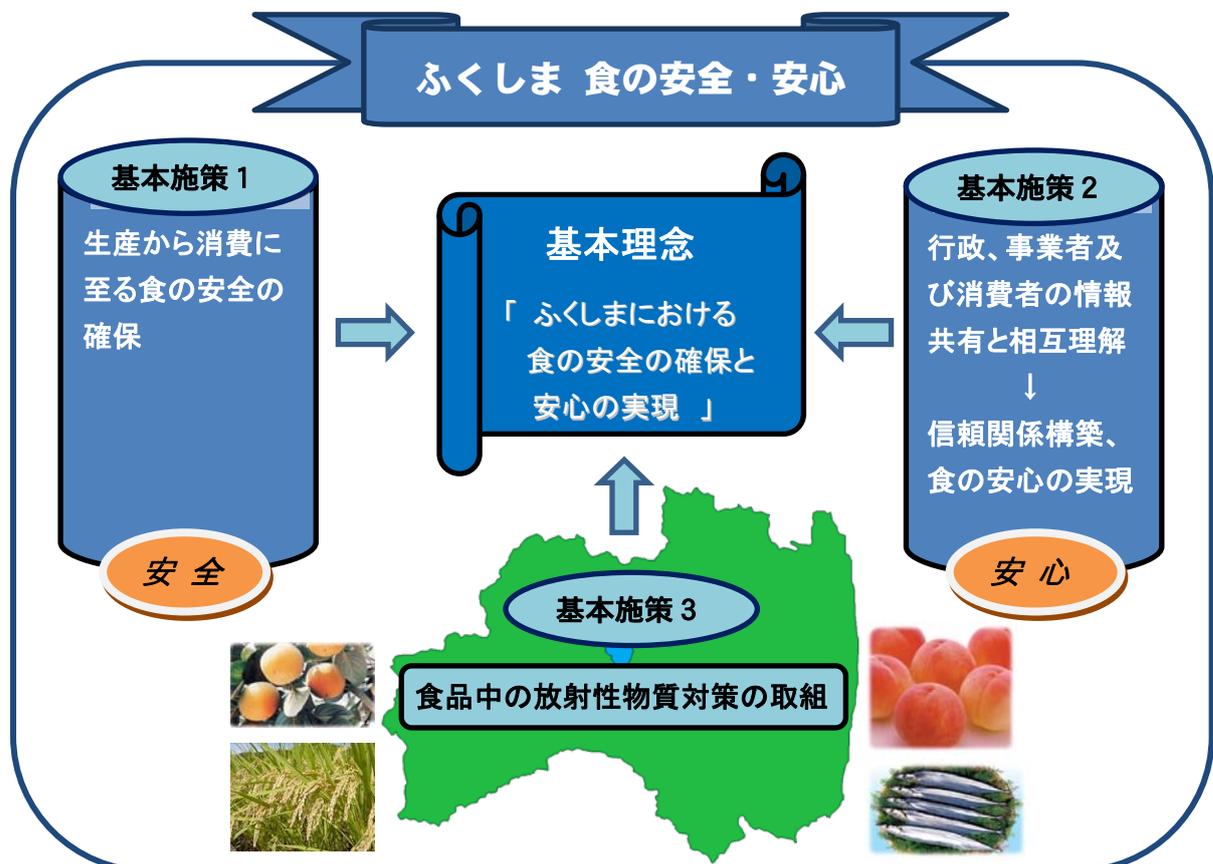
食品の生産、製造・加工、流通・販売、消費の全ての段階において、食品の安全性と信頼性を確保するための必要な措置を講じて、食の安全を確保します。

(2) 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。

行政、食品関連事業者及び消費者が必要な情報を共有して、相互の理解を深め、共に信頼し合いながら協働で食の安全に取り組むことにより、食の安心を実現します。

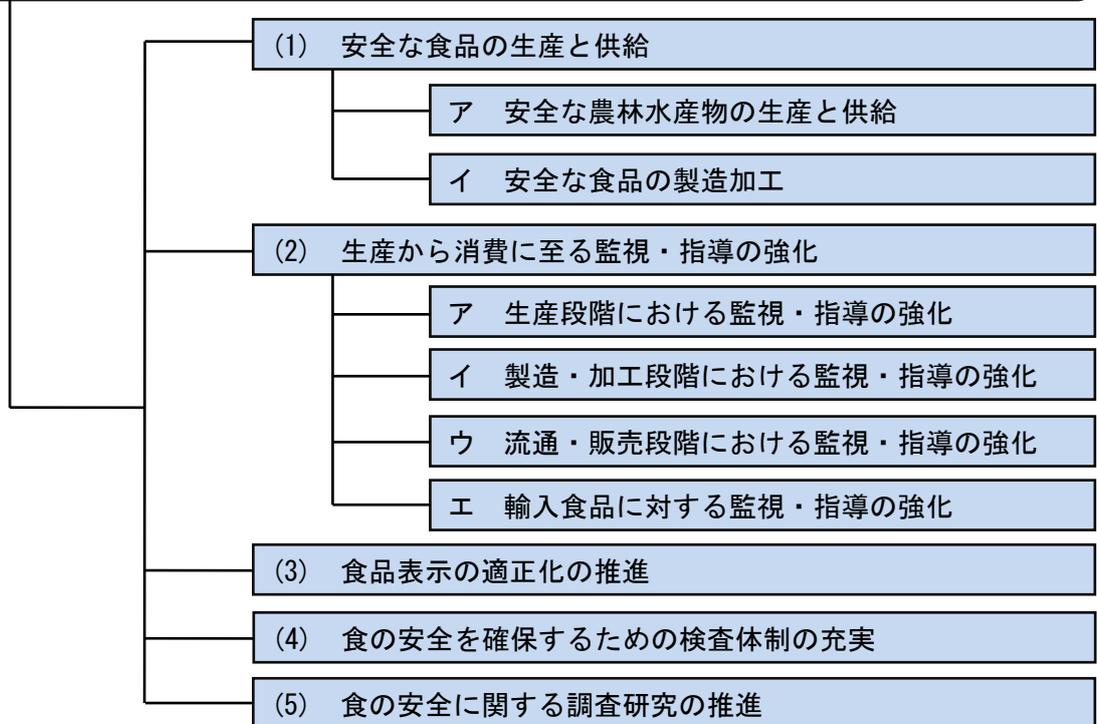
(3) 食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。

食品中の放射性物質の検査を積極的に実施して、測定結果を迅速に情報発信するとともに、放射性物質に関する正しい情報・知識を共有することにより、食品の安全性と信頼性を確保して食の安心を実現します。

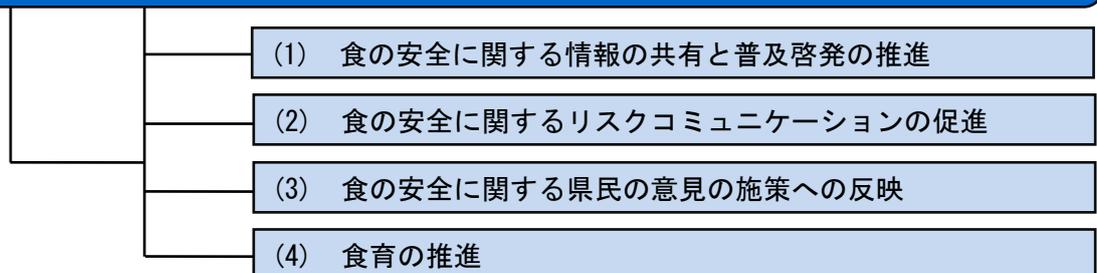


5 施策体系

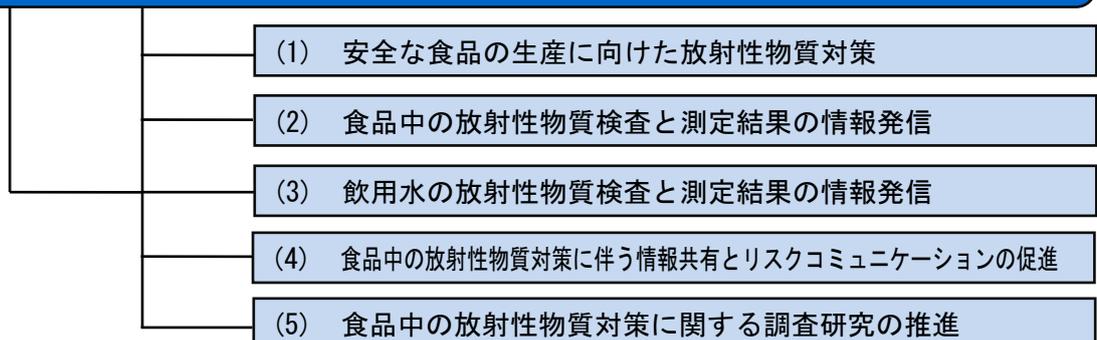
基本施策 1 生産から消費に至る食の安全を確保します。



基本施策 2 行政、食品関連事業者及び消費者の情報共有と相互理解を図り、信頼関係を構築し食の安心を実現します。



基本施策 3 食品中の放射性物質対策に取り組み、より一層の食の安全・安心を確保します。



6 施策の推進体制

(1) ふくしま食の安全・安心推進会議

県民の健康を保護し、庁内関係部局及び県内関係自治体相互の連携を図り、食の安全・安心の確保を推進するため「ふくしま食の安全・安心推進会議」を設置して、食の安全・安心に関する施策の策定や進行管理及び普及啓発などを実施します。

(2) ふくしま食の安全・安心推進懇談会

消費者、生産者・製造者・流通業者、学識経験者で組織する「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を設置して、食の安全・安心に関する情報及び意見交換や検討を行い、相互理解を図るとともに、施策に反映させて食の安全・安心の確保を推進します。

(3) 関係機関等との連携

ア 国との連携及び働きかけ

食の安全・安心の確保のためには、消費者庁、厚生労働省、農林水産省など国の機関との連携が不可欠であることから、積極的に情報収集、意見交換等を行い、連携した取組を進めます。また、食の安全・安心対策の強化について、様々な機会を通して働きかけをしていきます。

イ 関係自治体との連携

全国及び本県の関係自治体が相互に連携して、効果的な情報の共有と迅速な危機管理対応の強化に努めるとともに、県民に最も身近な市町村との情報共有化を図り、食の安全・安心の確保に努めます。

ウ 関係団体等との連携

施策の推進に当たっては、食品関連事業者や消費者の団体の協力が不可欠であることから、積極的に情報や意見の交換を行い、連携した取組を進めます。